

## 報告第5号

### 委任専決処分をしたものについて

市営住宅家賃請求事件に関し、豊岡簡易裁判所において訴訟上の和解をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年3月23日提出

養父市長 広瀬 栄

#### 1 事件番号及び事件名

平成30年(ハ) [REDACTED] 市営住宅家賃請求事件

#### 2 和解の相手方

[REDACTED]

#### 3 和解条項

- (1) 被告は、原告に対し、本件債務として383,800円の支払義務のあることを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、前項の金員を次のとおり分割して、原告指定の預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は被告の負担とする。  
ア 平成30年3月から平成32年3月まで、毎月末日限り15,000円ずつ  
イ 平成32年4月30日限り8,800円
- (3) 被告が前項の分割金の支払を怠り、その額が30,000円に達したときは、当然に期限の利益を喪失し、被告は、原告に対し、第1号の金員から本日以降の既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を喪失した日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を直ちに支払う。
- (4) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (5) 原告及び被告は、本件に関し、原告と被告との間に、本決定条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 専決番号、専決年月日及び専決事項

専決第5号 平成30年3月10日 訴訟上の和解について